

令和元年10月土木工事積算基準書 主な改定内容

1. i-Construction の貫徹

<工事>

(1) ICT 施工の更なる普及（小規模施工の区分の新設）

土工（掘削）において、現行の施工土量 5 万 m³、1 万 m³ による区分に加え、小規模（5,000m³ 未満）の区分を新たに設定する。

(2) ICT 積算基準の新設

ICT を取り入れた技術により生産性向上を図るため、積算基準を新設する。

①「ICT 法面工(吹付工)」、②「ICT 付帯構造物設置工」、③「ICT 地盤改良工(浅層、中層混合処理)」の積算基準を新設する。

2. 品確法を踏まえた積算基準の改定

<工事>

(1) 土木工事標準歩掛

土木工事標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、新規工種の制定及び既存制定工種を改定する。

1) 新規制定【1工種】

①法面工（仮設用モルタル吹付工）

2) 維持修繕に関する歩掛の改定（適用範囲の拡大）【3工種】

①構造物補修工（ひび割れ補修工）〔充てん工法〕、②構造物補修工（ひび割れ補修工）〔低圧注入工法〕、③構造物補修工（断面修復工）〔左官工法〕

3) 日当たり施工量、労務、資機材等の変動により改定を行った工種【9工種】

①軟弱地盤処理工（スラリー攪拌工）、②函渠工（大型プレキャストボックスカルバート工）、③場所打杭工（全回転式オールケーシング工）、④場所打杭工（ダウンザホールハンマ工）、⑤敷鉄板設置・撤去工、⑥路面切削工（切削オーバーレイ工）、⑦トンネル工（NATM）〔発破工法〕、⑧トンネル工（NATM）〔機械掘削工法〕、⑨小断面トンネル工（NATM）

(2) 施工パッケージ関係

物価変動に関する標準単価の見直し等により、施工パッケージ歩掛を改定する。

1) 日当たり施工量、労務、資機材等を改定する工種【17工種】

- ①土工、②土工（ICT）、③吹付のり面とりこわし工、④排水構造物工、⑤コンクリート削孔工、⑥殻運搬、⑦土工（砂防）、⑧路盤工、⑨路盤工（ICT）、⑩アスファルト舗装工、⑪排水性アスファルト舗装工、⑫立入り防止柵工、⑬路側工（据付け）、⑭道路付属物設置工、⑮舗装版破碎工、⑯側溝清掃工（人力清掃工）、⑰沓座拡幅工

(3) 電気通信編

電気通信設備に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

1) 歩掛改定【5工種】

- ①配管・配線工、②配線器具設置工、③通信配線工、④光ケーブル敷設工、⑤トンネル照明設備設置工

(4) 機械設備編

機械設備に関する標準歩掛は、実態調査の結果を踏まえ、既存制定工種を改定する。

1) 歩掛等改定【3工種】

- ①点検・整備における一般共通（トンネル換気設備、非常用施設）、②水門設備、③揚排水ポンプ設備の歩掛等を改定する。